

たばこ税増税反対に関する意見書

地方交付税が大幅に削減されるなど、地方財政は厳しい財源不足にある中、地方たばこ税は極めて貴重な一般財源となっており、平成18年度における徳島県の地方たばこ税（県税・市町村税を含む）は約69億円にのぼり、地方税に占める割合は3.7%に達している。

然るに、昨今、たばこ税を巡っては、本年6月、国会において超党派による「たばこと健康を考える議員連盟」が創設されるなど、たばこ税増税に向けた動きが強まりつつあり、一部のマスコミ等では「たばこ1箱千円」など、俄かに信じ難い報道までなされている。

たばこはあくまで合法の嗜好品である。また、たばこに係る税は国・地方を合わせてすでに60%を超えるなど、国内の担税物品の中でも最高の税率となっており、製品たばこの消費量が9年連続で減少している中、その担税力はすでに限界に達していると言わざるを得ない。

このような中、たばこ税増税が強行されれば、たばこ離れに一層拍車がかかり、たばこの消費量が大幅に減少することは避けられず、その結果、徳島県においても貴重な一般財源である地方たばこ税は、税収減につながることは明らかである。

よって、国におかれては、地方たばこ税の安定確保を図るため、次の理由により、たばこ税増税が行なわれることのないよう強く要請する。

- 1 たばこは、すでに担税物品の中で最も高率の60%を超える税を負担している。たばこという特定の商品のみならず、安易にこれ以上の税負担を強いることは、税の公平性を著しく欠くものである。さらなる増税は愛煙家やたばこ産業に携わる者ばかりか、到底国民の納得は得られない。
 - 2 喫煙規制強化ならびに成年人口減少などの構造的要因により、9年連続でたばこの消費量が減少している中、さらなるたばこ税増税が強行されれば、たばこ離れに一層拍車がかかり、貴重な一般財源である地方たばこ税の税収減につながることは明らかである。
 - 3 一部には、たばこの消費削減を目的としたたばこ税増税論があるものの、たばこは合法の嗜好品であり、喫煙するか否かは、あくまで成人各人が判断すべき問題である。
 - 4 さらなるたばこ税増税が強行されれば、たばこ耕作者、たばこ小売業者をはじめとするわが国たばこ産業全体に壊滅的な打撃を与えることとなり、地域経済・地域農業にも計り知れない影響を及ぼすこととなる。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月17日

徳島県議会議長 福 山 守